

〈参考資料〉

○社会保険委員及び社会保険相談員制度について

〔昭和46年10月8日 庁発第46号〕
〔都道府県知事宛 社会保険庁長官通知〕

〔改正経過〕

- | | | |
|-------|---|--|
| 第1次改正 | { | 平成5年2月22日庁発第4号「社会保険委員及び社会保険相談員制度」並びに「社会保険出張相談所の設置」について
都道府県知事宛 社会保険庁長官通知による改正 |
| 第2次改正 | { | 平成6年7月21日庁発第10号「社会保険委員及び社会保険相談員制度」について
都道府県知事宛 社会保険庁長官通知による改正 |

標記については、昭和42年6月20日庁発第5号通知「社会保険委員及び社会保険相談員制度要綱」により、制度の運営にご協力を願っているところであるが、貴職はじめ関係者各位のご協力により定着した制度として社会保険事業の円滑な運営に大きく寄与しているところである。ところで、その後社会保険の各制度は逐次改正され、また、各年金制度が成熟するにしたがい、社会保険制度全般に関する指導相談業務の一層の拡充を望む声が強くなってきているところである。

このような情勢に対処するため、今般新たに船員保険及び国民年金をも含めてこの制度の活用を図ることとし、これに伴い新たに別紙のとおり「社会保険委員及び社会保険相談員制度要綱」を定めたので、この趣旨を了知のうえ、所期の目的を達成するようご配意願いたい。

なお、昭和42年6月20日庁発第5号通知「社会保険委員制度及び社会保険相談員制度要綱」は、廃止する。

1 目的

社会保険委員及び社会保険相談員制度は、社会保険委員及び社会保険相談員が、社会保険の適用、給付、保険料その他の事項について積極的に指導及び相談を行ない、もって社会保険事業の周知徹底及びその円滑な運営を図ることを目的とする。

2 設置

(1) 社会保険委員は、その担当する業務に応じ次のとおり配置する。

- ア 社会保険庁に中央社会保険委員を置き、その数は3名とする。
- イ 都道府県に地方社会保険委員を置き、その数は当該都道府県において健康保険、厚生年金保険又は船員保険（以下「被用者保険」という。）の施行に関する事務を所管するために設置されている社会保険事務所の数に相当する数とする。
- ウ 健康保険若しくは厚生年金保険の適用事業所又は船員保険の船舶所有者の事務所（以下「適用事業所等」という。）のうち常時10人以上の被保険者を使用する適用事業所等に社会保険委員を置き、その数は常時10人以上300人未満の被保険者を使用する適用事業所等にあつては1名、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所等にあつては2名とする。
- エ 社会保険相談員は、社会保険事務所（船員保険又は、国民年金に係る現業事務を行なう都道府県の主管課を含む。以下同じ。）に設置し、その数は社会保険庁長官が別に定める。

3. 委嘱

- (1) 社会保険委員は、次により委嘱する。

- ア 中央社会保険委員は、社会保険事業の運営に関し、相当期間経験を有し、かつ、社会保険制度に深い関心と識見を有するものうちから、社会保険庁長官が委嘱する。
- イ 地方社会保険委員は、7に定める社会保険委員の推薦のあつた者のうちから、都道府県知事が委嘱する。
- ウ 2の（1）のウの社会保険委員は、被用者保険に関する事務について相当期間経験を有し、かつ、現にその適用事業所等において被用者保険に関する事務を担当する者であつて事業主又は船舶所有者の推薦のあつた者のうちから、都道府県知事が委嘱する。

- (2) 社会保険相談員は、被用者保険や国民年金に関する事務について相当期間経験を有する者であつて、適用事業所等の事業主、船舶所有者、被保険者（以下「事業主等」という。）及び国民年金の被保険者、被保険者であつた者（以下「被保険者等」という。）又は、年金受給権者の指導相談にあたるにふさわしいと認められる者のうちから、都道府県保険主管課（部）長又は国民年金主管課（部）長（以下「主管課長」という。）が委嘱する。

4. 任期

- (1) 社会保険委員及び社会保険相談員の任期は、1会計年度以内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 2の(1)のウの社会保険委員の任期は、都道府県知事が必要に応じて特別の定めをすることができる。

5 解嘱

社会保険委員又は社会保険相談員が、職務の遂行に支障があり若しくはこれに堪えられない場合、又は社会保険委員若しくは社会保険相談員たるにふさわしくない非行があつた場合は、社会保険庁長官、都道府県知事、主管課長（以下「社会保険庁長官等」という。）は、これを解嘱することができる。

6 職務の内容

(1) 社会保険委員は、次に掲げる業務を行なう。

ア 中央社会保険委員は、社会保険庁長官の求めに応じ、社会保険委員制度全般の運営に関し意見を述べ、又は社会保険庁長官の委嘱により必要な調査を行なうものとする。

イ 地方社会保険委員は、都道府県知事の求めに応じて、当該都道府県における社会保険委員制度の運営に関し意見を述べ、又は当該都道府県知事の委嘱により必要な調査を行なうものとする。

ウ 2の(1)のウの社会保険委員は、当該社会保険委員が使用されている適用事業所等を所管する社会保険事務所と連絡を密にし、当該適用事業所等の事業主等に対し、社会保険に関する指導及び相談を行なうほか、社会保険制度に係る広報資料の作成、配付、各種保険活動その他の社会保険事業の推進のために必要な業務をあわせて行なうものとする。

(2) 社会保険相談員は、その所属する主管課長又は社会保険事務所長の指導のもとに次に掲げる業務を行なう。

ア 配置された社会保険事務所又は臨時に設置される相談所等の窓口において事業主等及び被保険者等並びに年金受給権者に対し、社会保険に関する指導及び相談を行なうこと。

イ 主として社会保険委員の設置されていない適用事業所等を巡回し、当該適用事業所等において事業主等に対し、被用者保険に関する指導相談を行なうこと。

ウ 市町村を巡回し、当該市町村において被保険者等又は年金受給権者に対し、国民年金等に関する指導相談を行なうこと。

エ その他、社会保険相談員の職務を遂行するにあたり必要と認める業務を行なうこと。

7 社会保険委員会

- (1) 被用者保険を所管する社会保険事務所の管轄区域を単位として、社会保険委員会を組織する。
- (2) 社会保険委員会は、次の者をもつて構成する。
 - ア 当該社会保険事務所の所管区域にある適用事業所等に設置された2の(1)のウの社会保険委員
 - イ 当該社会保険事務所に所属する社会保険相談員
 - ウ 地方社会保険委員であつて都道府県知事が指定した者
- (3) 社会保険委員会は、次の事業を行なう。
 - ア 社会保険委員（中央社会保険委員を除く。）及び社会保険相談員を対象として社会保険に関する事務研究会の開催
 - イ 社会保険委員（中央社会保険委員を除く。）及び社会保険相談員の活動に必要な資料等の作成配布
 - ウ 事業主等に対する社会保険制度に関する広報宣伝事業の実施
 - エ その他社会保険事業の推進に必要な事業の実施
- (4) 社会保険委員会は、必要に応じ当該都道府県を単位として社会保険委員会連合会を組織することができる。

8 その他

- (1) 社会保険庁長官等は、必要に応じて社会保険委員又は社会保険相談員に対して、指導及び援助を行なうものとする。
- (2) 社会保険庁長官等は、社会保険事業の推進に著しく貢献したと認められる社会保険委員及び社会保険相談員の表彰を行なうことができる。
- (3) 社会保険庁は、予算の範囲内において、社会保険委員（2の(1)のウの社会保険委員を除く。）、社会保険相談員の業務の遂行に必要な謝金及び旅費を負担する。
- (4) 昭和46年10月8日現在において、現に社会保険委員制度及び社会保険相談員制度要綱（昭和42年6月20日庁発第5号通知）に基づく社会保険及び社会保険相談員である者は、この要綱に基づく社会保険委員及び社会保険相談員にそれぞれ委嘱されたものとみなす。